平成２５年（再イ）第２４号
北海道旭川市永山９条14丁目１番30号
再生債務者　宮脇　総恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月17日　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第６３号
千葉県佐倉市大崎台４丁目７番地６
再生債務者　吉田　晋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月16日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第２５６号
横浜市青葉区あざみ野２丁目17番地３　フィオーレあざみ野108
再生債務者　齋藤　敦幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月17日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１４７号
愛知県北名古屋市久地野牧野12番地２
再生債務者　吉田　稔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１３号
山口県山陽小野田市自由ヶ丘２番７号
再生債務者　槇野　弘文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月17日　山口地方裁判所宇部支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第４号
計量法（平成４年法律第51号）第81条第１項の規定に基づき、平成26年４月14日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成26年４月30日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1、承認番号　第Ｓ141号
2、名称　サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社
3、住所　神奈川県横浜市神奈川区守屋町３－９Ｃ棟２Ｆ
4、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度検出器

計量法第143条第１項の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第319号
計量法（平成４年法律第51号）第143条第１項の規定に基づき登録を行ったので、同法第159条第１項第21号の規定に基づき公告する。
平成26年４月30日　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　至
（平成26年３月20日登録分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器等の校正を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	校正手法の区分の呼称
0056	トヨタテクニカルディベロップメント株式会社 愛知県豊田市花本町井前１番地21	トヨタテクニカルディベロップメント株式会社　第一計測設備部 愛知県豊田市トヨタ町１番地	力	力計
0181	株式会社村田製作所 京都府長岡京市東神足一丁目10番１号	株式会社村田製作所野洲事業所 滋賀県野洲市大篠原2288番地	電気（直流・低周波）	直流・低周波測定器等
0310	エッペンドルフ株式会社 東京都千代田区東神田二丁目４番５号	エッペンドルフ株式会社　校正センター 東京都江戸川区平井五丁目１番１号１　６号棟２階	体積	液体体積計
0311	株式会社チノーサービス 東京都板橋区熊野町32番８号	株式会社チノーサービス　ＣＳ校正グループ 埼玉県久喜市河原井町18番地	電気（直流・低周波） 温度	直流・低周波測定器等 接触式温度計

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。
平成26年４月30日
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （埼玉県久喜市大字下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで） （幸手ＩＣ　Ｄランプ、Ａランプ、Ｈランプの一部、Ｅランプの一部、五霞ＩＣ料金所部）	埼玉県幸手市大字平須賀から埼玉県幸手市大字平須賀まで 埼玉県幸手市大字平須賀から埼玉県幸手市大字平須賀まで 茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで	新設工事	平成26年５月１日

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社公告第18号
高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。
平成26年４月30日
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

工事の区間　旧）①茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
②神奈川県高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田からあきる野市牛沼まで
④相模原市緑区小倉
新）①茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
②神奈川県高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田からあきる野市牛沼まで
④相模原市緑区小倉
工事区間変更日　平成26年５月１日